社会福祉法人 真盛園 行動計画

次世代育成支援対策推進法

法人職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に 発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日
- 2. 目標と取組内容・実施期間

目 標1: 3歳未満の子を持つ職員の保育園利用料の一部助成を行なう

令和6年 4月~ 助成が対象となる職員数等の調査を行なう。

令和6年 8月~ 助成金額案の決定をする。

令和6年10月~ 就業規則の改定案の作成をする。

令和7年 3月~ 理事会、評議員会で就業規則改定の承認を得る。

令和7年 4月~ 導入開始する。

|目 標2: 小学2年生以下の子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する

令和7年 4月~ 職員のニーズの把握、検討開始

令和7年10月~ 制度導入のための就業規則改定案の作成

令和8年 3月~ 理事会、評議員会で就業規則改定案の承認を得る。

令和8年 4月~ 制度導入